

令和8年度 南城市歳末たすけあい 義援金配分事業

支援を必要とする世帯を地域で支えるために



区長・自治会長に
お願いしたいこと

対象世帯の把握者の協力
必要に応じて民生委員等との情報共有
欠員区域での調査依頼への対応

提出期限

令和8年

11月20日(金) まで



1. 目的

新たな年を迎える時期に支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう、歳末たすけあい募金から世帯状況に応じて義援金等を支給し、生活を支援する。



2. 対象基準

- 1) 経済的に困窮し支援を必要とする世帯 ※生活保護世帯は除く
- 2) 義援金配分申請書の提出が可能な世帯
- 3) その他、本会会長が支援を必要と認める世帯



3. 事業の流れ

1 【申請】

民生委員等が対象世帯へ周知し、対象世帯が記入のうえ民生委員等の確認を経て社協へ申請する。



※記入が困難な場合は代筆可能

2 【情報共有】

必要に応じて区長・自治会長
地域福祉関係者、地域包括
支援センター・社会福祉課等と連携



3 【支援の決定】

配分委員会で決定した基準により民生委員、区長・自治会長等から支給。



社協の窓口やホームページから申請書をダウンロードし直接、申し込む場合は民生委員等（区長・自治会長）と情報共有をする場合がある。



つながりを育て、安心して暮らせるまちへ





4. 支給について



支給日は

令和8年12月24日（木）
午後2時～5時（予定）



南城市社会福祉協議会
（南城市役所庁舎内）

- ・南城市社会福祉協議会にて決定した世帯の民生委員等（区長・自治会長）へ支給する。
- ・必要に応じて関係機関等が連携し支給することができる。

5. 留意事項 重要ポイントとして整理

1. 申請は対象世帯の意思によって行う。
2. 聞き取りは申請内容に必要な範囲で行う。
3. 在宅者が対象、施設入所者は対象外。
4. 単に子育て世帯・高齢者世帯・ひとり親世帯という属性だけでは対象外。
5. 対象世帯の把握は民生委員と区長・自治会長が連携して行う。
6. 申請書内容は南城市から閲覧できるように対象者・世帯全員から閲覧同意印を得る。
7. 申請の際に知り得た個人情報の取り扱いには十分留意する。



6. 加算項目



入学準備・応援加算、療養費加算

小・中学校進学児童には入学準備加算、高校進学予定者には応援金を加算します。また、年度内に病気やけがで入院した場合は療養費加算として支給します。（申請時に療養期間と傷病名を記載）

7. 結果の通知について

非該当世帯については支給日のおおむね3日前までに社協から対象の区・自治会の民生委員または区長・自治会長に連絡いたします。

8. 支給内容

配分委員会の基準により、義援金及び生活支援物資（食料等）を組み合わせて支給する場合がある。



お問い合わせ

社会福祉法人 南城市社会福祉協議会（南城市役所庁舎内）
TEL：098-917-5692（担当：知念）